

三木市地域公共交通検討協議会設置要綱の改正 について

1 概要

令和 5 年 1 0 月の道路運送法改正により、協議運賃についての協議は、三木市地域公共交通検討協議会ではなく、同法第 9 条第 4 項に規定する協議会で実施することとなったため、三木市地域公共交通検討協議会設置要綱を改正する。

2 改正内容

- (1) ①所掌事項から運賃並びに料金に関する事項を削除する（第 2 条関係）
- ②部会に運賃並びに料金等について検討及び事業実施するための事項を追加する（第 9 条関係）
- (2) 「市運営有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める（第 2 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

変更箇所を赤字にて記載

現 行	改 正 案
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様 <u>及び運賃並びに料金</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>市運営有償輸送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様に関する事項</p> <p>(2) <u>交通空白地有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p>

<p>(3)～(5) [略]</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 会長は、第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、協議会に諮って部会を置くことができる。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(3)～(5) [略]</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 会長は、第2条各号に掲げる事項 <u>及び運賃並びに料金等</u> について必要があると認めるときは、協議会に諮って部会を置くことができる。</p> <p>2～3 [略]</p>
--	---

備考 表中の [] の記載は注記。